奈良県環境影響評価 条例  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県条例第二十一号

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(奈良県環境影響評価条例の一部改正)

第 奈良県環境影響評価条例 (平成十年十二月奈良県条例第十 号  $\mathcal{O}$ 部を次の

ように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第三項中 「条例」 の下に \_ (この章を除く。 を加える。

第六条中 「対し、 方法書」 の下に 「及びこれを要約 した書類 (以 下 「方法書要約

」という。)」を加える。

その他の方法により公表しなけ ならない」を「供するとともに、 第七条中 (方法書説明会の 「公告し、 開催等) 方法書」 *(*) れ 下に ばならない 規則で定めるところにより、 「及び方法書要約書」 Ė に改め、 同条の を加え、 次に次 シタ  $\mathcal{O}$ \_ ネ 供 条を加 ッ な  $\mathcal{O}$ け える 利用 れ ば

第七条の二 て開催することができる。 法書説明会」 規定する地域 内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、 事業者は、 とい 方に おい う。 て、 規則で定めるところに を開催しなけれ 方法書の記載事項を周知させるため ばならな ょ り、 11 前 この場合におい 条 当該地域以外の地域に  $\mathcal{O}$ 縦覧 期  $\mathcal{O}$ 説 間 明 内 会 て、 に、 以下 当該 条に お 地域 方

- 2 定め、 週間前までに 事業者は、 規則で定めるところにより、 公告しなければならない。 方法書説明会を開催するときは、 これらを方法書説明会の開催を予定する日の そ  $\mathcal{O}$ 開 催を予定する日 時 及 CK 場 所 を
- 3 で定めるところに 当該方法 前 事業者は、 項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない :書説明会を開催することを要しない。 書  $\bar{o}$ その 記 責めに帰することができない 職事項を周知させるように努めなけ ょ ŋ 前条の 縦覧期間内に、 この場合におい 事由であ 方法書要約書の れば って規則で定め なら 提供その ない て、 事業者は、 、場合に 他の るも 方法に  $\mathcal{O}$ は、 規則 ょ
- 4 事業者は 規則で定めるところにより、 第一 項  $\hat{O}$ 規定に より 方法書説明会を開 催

を、 った場合に した場合に 速や か に、 あってはその実施状況を、 あ 0 知 7 はその 事及び第六条に規定する市 事由及び方法書の 前 項 記  $\mathcal{O}$ 町 載事 規定により方法書説明会を開 ·村長に報告しなけ ・項を周. 知させ る た れ ば 8 なら É لح な 催 0 た方法 L い な か

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

を 第十三条中 「準備書要約書」 「かんがみ」を に改める。 「鑑み」に改め、 「及び第十五条」 を削 り、 要約

公表しなけ るとともに、 第十四条中 n ばならない」に改める。 規則で定めるところにより、 「要約書」を「準備書要約書」 インタ に、 供 ネッ しなけ  $\mathcal{O}$ 利用その れ ば な 5 他 な の方法に 11 を より 供 す

二項を次 第十五条の見出し及び同条第一項中 のように改める。 「説明会」 を 「準備書説 明 会 に 改 8 同 条第

2 明会を開催する場合につい に規定する市 第七条の二第二項から第四項まで 町村長」とあるのは、 て準用する。 の規定は、 「関係市 この場合にお 町 村長」 前 項 0 が規定に と読み いて、 替えるも 同条第四項 ょ り事業者が のとする。 中 準 「第六条 備書説

第二十条中「要約書」を「評価書要約書」に改め

る。

第十五条第三項及び第四項を削る。

公表しなけ るとともに、 第二十一条中 'n ばならな 規則で定めるところにより、 「要約書」を 11 に改める。 「評価書要約書」 ンタ に、 供 ネ ツ L なけ  $\mathcal{O}$ 利用 れ ば そ な  $\mathcal{O}$ 5 他 な VI  $\mathcal{O}$ 方法 を

第二十九条の次に次の一条を加える。

(対象事業完了後の環境の保全のための措置の報告等)

第二十九条の二 関係市町村長に報告しなけ 保全のための げる措置及び それまでに行 措置であって当該事業の実施にお 同号ウに掲げる措置により判 った第十二条第一項第六号イ 事業者は、 対象事業が完了したときは、 ればならない。 明 に掲げる措置 した環境の状況に応 1 て講じたも 一の実施 規則で定めるところに  $\tilde{\mathcal{O}}$ の状況、 に 9 じて講ずる環境の 1 て、 同号ウに掲 知事及び ょ り、

2 表 事業者は なけ n ば 前項の規定による報告の なら ない。 内容に 0 11 て、 規則で定めるところに ょ り、

第三十三条を同 条第四 |項と 同項  $\mathcal{O}$ 前 に 次 の三項を 加 え る。

事は 法第三条の 七第一 項 (法第三条の 十第二項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ V) 適用される場合

を求 で定め を含む。 意見を書面に 8 た者に る 期間 以下この項に ょ 対 内に、 らり述べ Ļ 審議会 法第三条 るもの お Ì١ て同  $\mathcal{O}$ の三第一 とする。 意見を聴 r. V 項  $\mathcal{O}$ 規定により意見を求めら  $\mathcal{O}$ て、 配慮書に 法第三条 つい の七第 て環境 \_ 項  $\mathcal{O}$ 保全 ħ  $\mathcal{O}$ 規定に たときは、  $\overline{\mathcal{O}}$ 見 地 ょ か 1) 意見 規  $\tilde{\mathcal{O}}$ 鴚

- 2 0 前項の 1 て関係する市町村長の 場合にお 1 て、 知事は、 環境の保全の見地からの意見を求め 期間を指定 L て、 法第三条 の三第 るも  $\mathcal{O}$ \_\_ とする。 項  $\mathcal{O}$ 配 慮 書に
- 3 とする。 第 一項の場合にお 1 て、 知事は、 前項に規定する市町村長の意見を勘案するもの

保全のため 第三十四 条の の措置の実施状況の報告等)」 見出 しを削 り、 同 条の前に見出 を付し、 しと 同条 L て の次に次  $\neg$ (法対象事業に係  $\mathcal{O}$ 一条を加える。 る環境  $\mathcal{O}$ 

第三十四条の二 長に報告しなければならない 法第三十八条の二第一項に規定する報告書に記載された事項を知事及び関係市 法第二条第五項に規定する事業者は、 規則で定めるところにより、 町 村

第三十六条中 「対象事業に係る環境影響を受け る範囲 であると認  $\otimes$ 5 n る 地 域 を

「関係地域」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2  $\mathcal{O}$ 保全に 事業者は、 0 1 前項各号 て適正な配慮を行うよう努め  $\mathcal{O}$ 1 ずれ か に該当する事業を行う場合は、 なけ ń んばならな 11 可 能 な 限 n 環境

第二条 奈良県環境影響評価条例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部を次 のように改正する。

目 次 中 第一 節 方法書の 作成等 (第五条 第十 条 を 第 第二節 節 配慮書 方法書の  $\mathcal{O}$ 作 作

成等(第四条の二―第四条の九)

成等 (第五条 第十 に、 「第二節」 を 「第三節」 に、 第三節」 を —

第四節」に、 「第四節」を 「第五 節 に、 「第五節」 を 「第六節」 に、 「対象事業に

関する」を「対象事業等に関する」に改める。

0) 第四条第二項中第二号を第三号とし、 一号を加える。 第一号を第一号とし、 同項に第一号とし て 次

次条の 価  $\mathcal{O}$ 手法 画段 階配 関する事項 慮事項の 選定並びに当該計 画段階配慮事項に係 る 調 査、 予 測

第三章中第五節を第六節とし、 第四節を第五節と į 第三節を第四節とする。

第十二条第二項 单 「第五条第二 項 を 第四 条  $\mathcal{O}$ 三第一 項 に改 8

条の 第十 匹 八条第二項中 に改 8 第十条第二項」 を 「第四 条  $\mathcal{O}$ 第 項 に、 前 を 第 应

第三章第二節を同章第三節とする。

環境影響評価 ときはこれ 同項第三号の 六の意見が 第五条第一項中 を勘案し き述べら 次に 技術指針 次の 「事業者は」 て、 れたときはこれに配意 四号を加える。 で定める事項を決定 第四条の二の  $\mathcal{O}$ 下に 配慮書対象事業が実施さ 配慮書の を加え、 第四条の 内容を踏まえるととも 八第 同項第四号を同項第八号とし れ 項 るべ  $\mathcal{O}$ 意見が き区域そ 述 に、 ベ  $\mathcal{O}$ 5 第 兀 n 条

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第四条の六の意見

六 第四条の八第一項の知事の意見

七 前二号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

九 その他規則で定める事項

第五条第二項を次のように改める。

その 条の 第一 条の六 が述べ 配慮書 により 省令 施されるべき区域その 環境影響評価技術指針 事業者が法第三条 他規 項第四号」とある で定める事項」 八第一項の 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 配 意見」 魺 \_ 慮書を作 れたときはこれに配意し、 とある で定める事項」 知事」 成  $\mathcal{O}$ とし、 は  $\mathcal{O}$ 「第四条の二の 十第二項 とあ のは 他の主務省令で定める事 で定める事項」 て 「法第三条の三第 1 とある るの る場合における前 同項第五号 「法第三条の三第一項第四号」と、 の規定に は  $\mathcal{O}$ 「法第三条の六の主務大臣」 第四条 は 配慮書対象事業が実施され とあ  $\mathcal{O}$ 「法第五条第一項第八号に掲 対規定は \_ ょ る  $\mathcal{O}$ 項 ŋ  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 項 適用され 項 は 第 配  $\mathcal{O}$ 適用 慮書 規定 「法第三条の二第一 ٢, 項 の意見」 0 の適用に る法第三条の三第 同 な ٢, 項第四号中 るべき ۲, とあ 同項第六号 9 第 1 げるそ 四条 同 る  $\mathcal{T}$ 項第 項の 区域 は  $\mathcal{O}$ 「第 は  $\mathcal{O}$ 事業が  $\mathcal{O}$ 九 中 匹 六 項 同 そ 「法第三 条 他環境 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 第四 中一 意見 の 三 他 規 定

第五条に次の一項を加える。

3 O三第二項  $\mathcal{O}$ 規定は、 方法 書  $\mathcal{O}$ 作 成 12 0 11 て 準用する。

第十条第二項を次のように改める。

2 四に 意見を述べ ŧ  $\mathcal{O}$ 第 とする 四条の 規定する市町 る場合に 八第二項及び第三項の規定は、 村長」 9 1 とあ て準 千用する。 るの は、  $\overset{\succ}{\smile}$ 「第六条に規定する市  $\mathcal{O}$ 場合に 前 項の規定により知事が方法 お 11 て、 同条第二項 町村長」 と読み替える 中 書に 「第 四条の 0 11 て

第十条第三項を削る。

第三章第一節を同章第二節とし、 第十一条第一項中 「第五条第一 項第四号」 同節の前に次の を 「第五条第一項第八号」 一節を加える に改 め

## 第一節 配慮書の作成等

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 項を決 該 慮書事業者」 者 すべき事項 想定区域」 二以上の当該配慮書対象事業 第三項に規定する第二種事業を除く。 規定する第一種事業及び法第三条の十第一項 ならない。 配慮書対象事業が実施され (委託 定するに当たっ に係る配慮書対象事業にあっては、 という。 配慮書対象事業 以下 とい . う。 「計画段階配慮事項」 ) は、 ては、 における当該配慮書対象事業に係る環境 (第二条第二項の るべき区域その他 環境影響評価技術指針 の実施が想定される区域 配慮書対象事業に係る計画  $\overline{\phantom{a}}$ をいう。 とい . う。 その委託をしようとする者。 規則で定める事業 の規定による通知がなされた法第二条  $\mathcal{O}$ 環境影響評価技術指針 以下同じ。 に で定めるところに 0 以下 11 の立案の段階に て  $\overline{\phantom{a}}$ の検討を行わなけ 「配慮書対  $\mathcal{O}$ を実施しようとする (法第二条第二項に 保 全 ょ  $\mathcal{O}$ り、 で定め た お 象事業実施 以下  $\otimes$ V 7 又は る事

(配慮書の作成等)

第四条の三 作成しなければならない。 次に掲げる事項を記載 配慮書事業者は、 た計画段階環境配慮書 計画段階配慮事項に 0 1 (以下 ての検討を行っ 「配慮書」 という。 た結果に 9 を 1

- 主たる事務所の 配慮書事業者の氏名及び )所在地) 住所 法 人にあ 0 て は、 その 名称、 代 表者 の氏 名及び
- 二 配慮書対象事業の目的及び内容
- 三 配慮書対 象事業実施想定区域及びそ  $\mathcal{O}$ 周 井  $\mathcal{O}$ 概 淣
- 几 画 [段階配 慮事項ごとに 調査、 予 測 及 び 評 価  $\mathcal{O}$ 結果をとり きと  $\Diamond$ た Ł
- 2 互に 関連する二以上  $\mathcal{O}$ 配慮書対 象事業を実施 L ようとする場合は 当該 配

を作成することが 対象事業に係る配慮書事業者は、 これ らの配慮書対象事業に 0 11 て、 併 せて配慮書

配 滬書  $\mathcal{O}$ 送付

できる。

第四条の四 ろに いう。 轄する市町村長に対し、 より を送付しなければならない 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認め 配慮書事業者は、 配慮書及びこれを要約した書類 配慮書を作成したときは、 知事及 (以下 び規 「配慮書要約書」 5 則で定め れ る 地 「域を管 るとこ لح

、配慮書につい ての公告及び縦覧)

第四条の五 用その: その他規則で定める事項を公告し、 て一月間縦覧に供するとともに、 の見地か 他の方法により公表しなけ らの意見を求めるため、 配慮書事業者は、 配慮書を作成したときは、 規則で定めるところにより、 規則で定めるところにより、 ればならない 配慮書及び配慮書要約書を公告の 配慮書につ イ 配慮書を作成し ン タ 1 て環境 日 ネ から起算 ツト  $\mathcal{O}$ た旨 保 0) 利 全

(配慮書に っい ての意見書の提出)

第四条の六 間に、 れを述べることが 日か 5 規則で定め 同 配慮書に 条の できる。 るところに 縦覧期間満 つい て環境の保全の より 了 の 日  $\mathcal{O}$ 配慮書事業者に対 翌 見地 日 カン ら起算 カュ 5 の意見を有する者は、 L L て二週間 意見書の提出 を経過す に る 前 条の 日 1) ま での

(配慮書に 0 11 ての意見の 概要の送付)

第四条の七 する市町 付しなけ 対長に ればならな 配 慮書事業者は、 対 \ \ \ 前条の規定により述べられた意見の概要を記載 前条の期間を経過し た後、 知 事及び第 四条 た書類を送 O一に規定

(配慮書に つい ての 知事の 意見)

第四条の八 議会の意見を聴 の意見を書面に 知 事は、 より 1 て 述べるものとする。 前条の書類の送付を受けたときは、 配慮書事業者に対し、 配慮書に 0 11 規則で定め て環境 の保全の る期間 見 内 地 12 か 5 審

- 2 定する市 前 項の場合に 町 村長  $\mathcal{O}$ お 環境の いて、 保全の 知事は、 見地 期間を指定して、 からの意見を求 8 配慮書に るも  $\mathcal{O}$ とする。 0 11 て第 四条 0
- 3 第 項 前 条  $\mathcal{O}$ 場合に 0 書類に お 記載された意見に配意するも 1 7 知事は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による市  $\mathcal{O}$ とする。 町 村 長  $\mathcal{O}$ 意見を勘案すると

## (配慮書対象事業の廃止等)

第四条 条の ととなっ とともに、 規定 の九 た場合に に ょ 規則で定め 第四条の る公告を行 は、 五. るところにより、  $\mathcal{O}$ 知事及び第四条の つたも 規定による公告を行  $\mathcal{O}$ を除く。 匹に その旨を公告しなけ 規定する市 は、 った配慮書事業者 次  $\mathcal{O}$ 各号 町  $\mathcal{O}$ 村長にそ ればなら 11 ず (第 ħ  $\mathcal{O}$ か 七条又は 旨を通 な に 該 い 当 知 す 法 第 七

- 一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。
- 業が配慮書対象事業に該当しない 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合に こととなったとき。 お 11 て当該 修 正 後  $\mathcal{O}$
- 三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 なす。 とみな 慮事項に ての検討 同項の規定に 前項第三号の場合におい そ 0 当該引継ぎ前 11  $\mathcal{O}$ 他の 7 よる公告の 0 検討そ 手続 は 新たに 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ て、 以前に当該引継ぎ前 配慮書事業者に 他の手続は新たに配慮書事業者となった者 配慮書事業者とな 当該引継ぎ後の 0 11 て行 事業が配慮書対象事業であ  $\mathcal{O}$ 配慮書事業者が行った計 9 た者に わ れた計画段階配慮事項に 0 11 て 行 わ が行 n たも 画段階 るときは 0 た  $\mathcal{O}$ Ł 0 0

第四 章の 章名 中 「対象事業」 を 「対象事業等」 12 改 8 る。

める 象事業等又は対象事業等」 お 第三十二条中 7 「対象事業等」 「対象事業が」 とい . う。 に、 を 「対象事業に が 「配慮書対象事業若 に、 「当該対象事業又は対象事業」 0  $\zeta$ を Ĺ くは対象事業 「対象事業等に 以 0 を 下 この て 「当該対 に改 条に

第三十三条第一項を次のように改める

二項 あるの 用する。 配慮書に 書事業者」 を含む。 項の規定に 第 四条の 匹 中 条 は 配配  $\mathcal{O}$ 0 以下この 「法第三条の 『慮書に とあ の場合に 八 兀 11  $\mathcal{O}$ て に規定す よる通知 規定は、 る 項に とあ のは 0 11 お ź て るの お 七 į١ が 「法第三条の七第一 . て、 第一 1 なされた法第二条第三項に規定する第二種事業に 法第二条第二項に規定する第 、て同じ。 とあ とあ は 第四条の八第一項中「前条 項(法第三条の十第二項の規定に 「法第三条の三第一項の る るの  $\mathcal{O}$  $\smile$ は は 0) 「関係する」 「法第三条 規定により意見を求め 項の規定により意見を求 の三第 と、 配慮書に 種事業及 同 の書類の送付を受け 項 条第三項  $\mathcal{O}$ 配 5 より適用され 9 『慮書に 11 ħ び た」と、 中 て  $\Diamond$ 法第三条 た者」 ۲, 勘案すると 9 0 ٤, て 同条第 11 0 る場合 配配 \_ ح て準 + 慮

える ともに前  $\mathcal{O}$ 「条の書類に記載された意見に配意する」 とあるの は 「勘案する」 と読み替

第三十三条中 第二項及び 第三項を削 り、 第四 項を第二項とす

第三十七 条中 「事業者」を 「配慮書事業者及び事業者」 に改め

第四十条第二項中 「前項各号」を 「第一項各号」 に改め、 同項を同条第三項とし、

同条第一項の 次に次の 一項を加える。

2 必要があると知事が認める事業につい 第三章第一節の 規定は、 災害の発生その ては、 他 適用 の特 別 の事情 な に ょ ŋ 緊急に実施する

第四十一条第一項第二号中 「記載をした」 の下に 「配慮書、  $\sqsubseteq$ を 加える。

## 附 則

(施行期日)

1 第七項から第十項までの この条例は、 平成二十六年四月一日 規定は、 平成二十七年四月 から施行する。 ただ 日 から施行する。 第二条の 規定及び附 崱

(経過措置)

- 2 第七条、 す いう。 する環境影響評価準備書又は同条例第十九条第二項に規定する環境影響評価書に て 適用する る環境影響評価方法書 第一条の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例 以後に 第十四条又は第二十一条の規定は、 行う公告及び縦覧に係る奈良県環境影響評価条例第五条第 以下 「方法書」とい . う。  $\mathcal{O}$ 条例  $\mathcal{O}$ 施行 同条例第十二条第一項に (以下  $\mathcal{O}$ 日 「新条例 以下 施行行 とい 一項に規定 日 規定 0 VV
- 3 適 用する。 新条例第七条の二の規定は、 施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書に 0 11 7
- 4 業について適用する。 新条例第二十九 条の <u>\_</u> 規定は、 施行日以後に新条例第二十九条の 届出を行っ た 事
- 5 項 められた場合に 新条例第三十三条第一項 (法第三条の十第二項の規定により うい て適用する。 から第三項までの規定は、 適用される場合を含む。 施行日以後に法第三条 の規定によ  $\mathcal{O}$ り意見を 七 第
- 6 新条例第三十四条の二の 0 た事業に 0 1 て適用する 規定は、 施行 日 以後に法第三十八条の三第一 項に規定する
- 7 第二条の 規定による改正 後の奈良県環境影響評価条例 以下 「第二条による改正

- の条例」 例第三十三条第一項の規定にお を公告した事業につい 項ただし という。 書の 規定による施行 第四条の二か ては、 適用  $\mathcal{O}$ 11 て準用す ら第四条の八までの規定 しな 日 以下 V ) る第四条の 「ただし書施行日」 八の規定を含む。 (第二条による改正後の条 という。 は、 前に方法書 附 則 第
- 8 に 行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。 第二条による改正後の 条例第五条第一項及び第二項 0 規定は、 ただし書施行 日 以後
- 9 者となるべき者は、 の手続を行うことができる。 節の規定の例による第四条の二に規定する計画段階配慮事項につい ただし書施行日以後に第二条による改正後の条例第四条の二に規定する配慮書事業 ただし書施行日前において、 第二条による改正後の条例第三章第 7 の検討その他
- 10 に より 慮書対象事業につい 前項の規定による手続が行われた第二条による改正後の条例第 ただし書施行日に行われたものとみなす。 ては、 当該手続は、 第二条による改正後 の条例 四条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 相当する規定 二に規定する